

DVの防止 被害者の保護・自立支援のための

夕陽丘基金 ニュース



イラスト：夕陽丘基金「手とハート」

第11号

発行：一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会内「夕陽丘基金」運営委員会事務局
〒543-0002 大阪市天王寺区上汐5-6-25 Tel:06-7656-9040 Fax:06-7656-9045

ハートフルリボンでつながろう

児童虐待防止の「オレンジリボン」女性への暴力防止の「パープルリボン」

二つのリボンが、一つのハートになり、暴力の根絶をめざします



男女共同参画と子育て支援の実現に向け、夕陽丘基金、大阪市地域女性団体協議会、(一財)大阪市男女共同参画のまち創生協会の3者協働で、「ハートフルリボン」を作成しました。

ピンバッチ 1個 300円

ブローチ 1個 300円

11月は「児童虐待防止推進月間」、11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

女性に対する暴力や子どもへの虐待など、暴力は決して許されるものではありません。

暴力を許さない取組みは一人からでも始められます。

ハートフルリボンをかバンや胸元などにそっとつけて、「暴力NO!」の意思表示をしましょう。

暴力のない社会をめざして、ハートフルリボンの輪を広げていきましょう!

平成 26 年度 「夕陽丘基金活動報告」

○ 貸付をしたのは

貸付件数 28件 483,240円

12年間で 404件

4,182,495円を貸付しました

○ 緊急一時保護施設への助成

5団体に各100,000円

- ◎ 生活支援のための物品購入（衣類・くつ・肌着 など）
- ◎ 洗濯機・炊飯器・ガス台など購入
- ◎ 子育て講座 5回開催
- ◎ 自尊心回復トレーニング 5回開催
- ◎ 相談員やサポーターの相談支援

○ 「女性に対する暴力をなくす運動」連携事業（11月12日～25日）



◎ SAKA 通天閣が 紫色になる
女性に対する暴力をなくす運動
11/12 ~ 11/25

報 告

夕陽丘基金講演会 **あかん！デートDV**

～「恋するみんなに」知ってほしいこと

そして、地域の私たちにできること ～

日時：平成26年11月15日（土）午後2時～3時30分

場所：クレオ大阪中央ホール（クレオ大阪中央フェスタ 同時開催）

参加：350名

内容：・夕陽丘基金活動報告

・デートDV防止啓発教材DVD「恋するみんなに」上映

・トークセッション

細見三英子（ジャーナリスト）

川西寿美子（大阪私立学校人権教育研究会）

平成 27 年度 主な実施事業について

1. 「夕陽丘基金助成金交付事業」を募集

◆事業実施団体の要件

- ①活動内容：DV防止またはDV被害者支援を行う団体・グループ等
- ②要件：大阪市内に事務所を有するか、又は大阪市内を活動の拠点としていること等

◆助成対象事業

- ①DV防止又はDV被害者を支援するための事業であること。
- ②平成 28 年 3 月 31 日までに報告書などの成果物、または証拠書類の提出等精算ができる事業。

◆夕陽丘基金が支援する内容

- ・助成額は、1 事業あたり、20 万円を限度とします。
- ・助成金の交付は、1 団体・グループあたり、1 事業とします。

報 告

平成 27 年 9 月 1 日（火）～9 月 30 日（水）まで募集し、7 団体から申請。
10 月 14 日（水）に考委員会を実施し、7 団体への助成を決定しました。
生活・自立支援事業 3 団体・ 研修・学習事業 4 団体

2. 「ハートフルリボン」の作成 1 面参照

3. 夕陽丘基金講演会の開催

子どもたちとDV

～母子生活支援施設の一日～

日時：平成 27 年 11 月 14 日（土） 11 時～12 時 30 分

場所：クレオ大阪中央

内容： 母子生活支援施設の一日 東さくら園施設長 廣瀬みどりさん
トークセッション 細見三英子さん

夕陽丘基金にご協力のおねがい

夕陽丘基金は個人の方、グループの募金、寄付で成り立っています。お預かりしたお金は、緊急保護施設での支援を必要としている人へ、または支援活動をしている団体に活用されています。



たとえばこんなことに活用されています

- 保護命令の申請に要する費用〈切手代、収入印紙代など〉
- 仕事や家を探すときの交通費、ケガや病気の治療費

寄付金の振込先

郵便振替口座：00990-7-190552

口座名義：夕陽丘基金

26年度ご寄付いただいた団体のみなさま

大阪市地域女性団体協議会・大阪市ひとり親家庭福祉連合会・大阪Iゾンタクラブ
大阪ヴァイオレットライオンズクラブ・大阪はなみずきライオンズクラブ



ひとりで悩まないで、まずは相談してください。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは・・・

『配偶者や恋人など親密な関係にある者からの暴力』という意味で使用されます。殴る・蹴るといった身体的な暴力の他に、脅す・怒鳴るなどの精神的な暴力もあります。もしDVと感じたり、お互いの関係に疑問をもったらご相談ください。

・大阪市配偶者暴力相談支援センター

DV 相談専門電話 **06-4305-0100**

月～金 9:30～17:00

・クレオ大阪女性総合相談センター

総合相談受付 **06-6770-7730**

悩みの電話相談 **06-6770-7700**

火～土10:00～20:30 日・祝10:00～16:00

・DVから逃れて安全を確保したいとき

・各区役所 保健福祉課 月～金 9:00～17:30

・各警察署 生活安全課 緊急時は110番

・子どもに関する相談

大阪市の児童虐待ホットライン **0120-01-7285** 24時間対応